

## 一九一〇年代における北東アジアの鉱業政策：朝鮮を中心として

庾, 炳富  
九州大学大学院比較社会文化研究科

<https://doi.org/10.15017/13796>

---

出版情報：エネルギー史研究：石炭を中心として. 19, pp.87-107, 2004-03-01. 九州大学石炭研究資料センター  
バージョン：  
権利関係：

# 九一〇年代における北東アジアの鉱業政策

## —朝鮮を中心として—

庚ユ 炳ビョン 富ブ (you byoung boo)

- 一 はじめに
- 二 朝鮮鉱業の歴史
- 三 朝鮮鉱業法の発布
- 四 各鉱業の開発状況
- 五 むすび

### 一 はじめに

本稿は日本の植民地支配下における朝鮮の鉱業政策を考察し、植民地鉱業政策の特質を明らかにすることを目的にする。対象期間は一九一〇年から一九一九年までとする。このような限定は産業政策の根幹となる「朝鮮会社令」(一九一〇年)や「朝鮮鉱業法」などの各種法律やインフラストラクチャー整備が行われた朝鮮統治の初期段階であるからである。

朝鮮は太古から金属鉱物である金、銀、銅、鉄、鉛などと非金属鉱物

の硫黄、珠玉などを採掘し、装飾品、貨幣の鑄造、武器生産の原料、農器具などの生産に使用した。その中で金・銀・鉄などの鉱物の歴史は最も長い。

朝鮮王朝期には需要に応じて主に金属鉱物の採掘が行われた。鉱山は国有であるため開発も官主導で行われた。そのため鉱物は供給不足になり、農業に必要な生産道具の原料を賄うため盗掘が多かった。採鉱の労働力は賦役として主に農民を利用したが乱掘と労働抵抗によって鉱山開発は低迷を続けた。

一九世紀末には統治力の低下によって民営鉱山が一部鉱山の開発に参加する。しかし長期間に渡った国家主導の採掘は採鉱や精錬技術の蓄積が無く、経営形態はマニユファクチャーの初期段階であった。

当時の帝国列強は朝鮮の鉱山開発に積極的に参加する。よって朝鮮の鉱業は自主的な開発への機会を奪われるようになる。特に朝鮮を巡る諸権利を勝ち取った日本は朝鮮の鉱業開発の主役となる。日本はまず貴金属鉱山の開発から着手するが次第に黒煙、石炭、タングステンなどのあ

らゆる鉱物に鉱種を広げていった。

朝鮮の鉱業に関する研究は朝鮮総督府などの政府機関による調査報告書が大半であり、独立後の韓国人による成果は非常に少ない。そのなかで代表的な業績は高承済著の『近世韓国産業史研究』(大東文化社、一九五九年)、石炭産業合理化事業団・社団法人韓国資源工学会編纂の『韓国石炭産業史』(一九九〇年)の成果がある。前者は朝鮮王朝の成立期から崩壊までの綿業、塩業、鉱業を取り上げ「李朝経済社会で産業革命が自立的に発生できない歴史的な要因を追求する」ことを目的として分析を試みた労作である。また後者は日本の植民地期から現在まで石炭鉱業の政策、技術(開発、加工、保安)、歴史に関する業績である。

## 二 朝鮮鉱業の前史

朝鮮王朝は統治期間中には鉱山を国有化し、私有化を厳しく規制した。そして一五世紀には「鉄場官」・「鉄場都会官」、一六世紀には「採銀敬差官」、一七世紀には「監官」、一八世紀には「別將」を派遣して鉱山開発を監督した。しかし一八世紀末から一九世紀の前半期にわたって漸次に民間人が政府から許可を得て鉱山の経営が可能になった。主に金銀鉱山の開発である。

一九世紀末期から帝国列強の開放の圧力によって外国の鉱業資本が進出してきた。従来に厳守してきた鉱業開発の消極化が崩れるようになったのである。そこで朝鮮王朝は従来に二・三ヶ所であった鉱山の所有数を増やし、鉱山開発を許可する「鉱業権特許制度」を一八九六年に実施した。そして一九〇一年には重要な鉱山の五一ヶ所を皇室直営に置いた。<sup>2)</sup>

その内訳は金・銀鉱山が大半を占めているが、炭鉱も八ヶ所あった。帝国列強は朝鮮の金鉱の開発に関心を持ち始めた。特に日本は産業革命の推進のためには資本蓄積が必要であり、その手段の一つは朝鮮から金を流出することであった。実際に日本が朝鮮から輸入した産金額と日本国内で生産した産金額を比較してみれば容易に判断できる。一八八六年に日本の産金額は四万三千三〇八円に対し、朝鮮から輸入した産金額は一八八六年に四万八千八百円であった。一八八七年には前者が四万五千九三三円、後者が一三万八千二百六九円である。<sup>3)</sup> また金鉱の開発に一八九一年に日本人の馬木健三が慶尚南道昌原郡の金銅山の開発について外国人として最初に許可を得た。一八九六年にはロシア人のニスチエンスキが咸鏡南道鐘城郡と慶源郡に金・銀・砂金の開発、同年にアメリカのOriental Consolidated Mining Companyの代表者であるJames R. Morseが平安北道雲山郡の金山開発の許可を得た。その後外国資本への許可は続き、一八九七年にはドイツ人に江原道金化郡、一八九九年にはイギリス人に平安南道殷山郡、一九〇一年にはフランス人に平安北道昌城郡などに次々と鉱山開発の特許を下した。<sup>5)</sup>

許可を得た各鉱山は皇室に特許料と毎年税金を納めた。しかし税収を増加させ財政の堅実を計った皇室の思惑とは裏腹に漏税によって実際に厳しい状況であった。

以上のように朝鮮王朝および帝国列強は金を中心とする貴金属鉱山の開発に集中しており、非金属の開発に対する関心は少なかった。

特に産業革命の根幹である石炭産業への関心は金鉱ほどではなかった。朝鮮において石炭はいつ頃、誰が使用したのが明確ではない。中国の遼寧省にある撫順炭鉱では高麗人が陶器製造に石炭を使用したと推測さ

れる陶器破片などの遺物がある。この事実から石炭を製品の加工に使用したのは高麗期からと考えられる。しかし文献上では『三国史記』、『高麗史』に平安南道を始め、黄海道、慶尚北道などに石炭が存在するとの記録がある。

朝鮮王朝の一五九〇年に平壤監察司である尹斗寿が記録した『平壤誌』と一七三〇年頃の尹斗寿の子孫である尹遊の『統平壤誌』の記録によれば、黒土に黄土を混ぜ、水を加え練り、火を着ければ一食は作られる。さらに黒土を炭塊にして保管し、非常時の炊事用として使用するという記録もある。よって、一六世紀後半から平壤の付近は日常生活に石炭を利用していただけと考えられる。<sup>6)</sup>

### 三 朝鮮鉱業法の発布

日清戦争と日露戦争で戦勝した日本は朝鮮王朝への圧力を強め、一九〇五年には「韓日協商条約」を結ばせ、「韓国統監府」を設置した。そして翌年の一九〇六年には「朝鮮鉱業法」(以下鉱業法と略す)を公布した。鉱業法の構成は本法三〇条、附則二条から成っている。その後一九一五年末に「朝鮮鉱業令」の公布によって廃止されるまで、一九〇七年八月に「告示第一〇四号」、一九〇八年五月に「告示第六九号」、同年七月に「告示第一〇八号」の三回に渡って改正が行われた。<sup>7)</sup>

その内容を簡単に纏めると以下のようである。

鉱業の定義(第一条)、鉱物の国有(第二条)、申請方法(第三条)、境界・採掘禁止地域(第四条〜第六条)、許可方法(第八条〜第九条)、相続・譲渡・抵当(第一〇条)、鉱業の停止・取消(第一一条〜第二二

条)、閉山後の管理(第二三条)、土地の使用(第一四条〜第一七条)、手数料の納付(第一八条)、鉱産税・鉱区税の納付(第一九条〜第二〇条)、罰金・処分(第二二条〜第二四条)などである。

鉱業法の実施によって以下のような二つの変化が見られた。

まず、朝鮮皇室の鉱山が漸次に「韓国統監府」の所有に移行した。つまり皇室が所有していた五一ヶ所の鉱山が二六ヶ所に減ったのである。<sup>8)</sup>

そして朝鮮人と日本人以外の外国人にも鉱山経営を許可し、日本による強制的な占領のイメージを改善しようとする意図である。そのため一九〇八年には法律二一号の「鉱業用器具機械の輸入税及金・銀・銅・鉛の輸出税免除に関する件」の公布によって外国資本の鉱山開発がさらに活発になった。

しかし外国資本の鉱山開発は技術および資金調達に不利な日本人の鉱業家の反発を買うことになる。「……同地の鉱山業は、非常に有望視せられ、絶督府においてもこれが開発に就て、九州の鉱業家安川、貝島、松本の諸氏を初め、三井、三菱、その他内地各当業者を奨励して採掘せしめんと焦慮せるも、内地同地の鉱業に就いては、異なる特別法の設けられて、外国人にも採掘権を許すこととなり居るより……殆んど外国人の経営に移り、更に外国資本家は、同地鉱業に着目し鉱区を買収、調査に余念なければ、勢ひ之れと非常の競争を免れず、諸外国に於ては、未だ殖民地の鉱業を解放せるものなく、而も内地の禁止制度と矛盾せるものあり、傍鉱業法改正の必要を生じ居れば、総督府においても、これが改正に就て調査研究中のことなるが、斯の如きは宜敷く本国法律と同一精神に統一し、内地当業者の保護を図るが当然にして……」<sup>9)</sup>のように日本資本による朝鮮鉱業の開発を謳っていた。よって一九一五年

一二月に公布した「朝鮮鉱業令」は外国人による鉱山開発を禁止し、日本資本による独占的な開発を進めるようになった。

また同年同月二九日には「鉱業法施行細則」が公布された。同法は一九〇八年二月の「告示第一九号」と同年七月の「告示第一〇九号」の二回の改正があった。三四条に構成されている。その内容は鉱業法の施行に関する詳しい方法などを明記している。

植民地経営では本国人の植民地への仮住所設定（第七条）などの規定もあり、それには手数料の納付金額が詳しく定められている。

一八九七年一〇月一日より日本は金本位制を実施した。よって金本位制の移行のためには大量の金が必要であった。当時の朝鮮では帝国列強による金鉱山の開発ラッシュが起きた。特に簡単な生産道具を利用しての採取が可能な砂金鉱の開発熱は高かった。

「韓国統監府」は砂金の乱掘を防ぐとともに財政収入の増加を計るため一九〇六年には「砂金採取法」を公布した。同法は一九〇七年八月「告示第一〇五号」、一九〇八年五月「告示第七〇号」、同年七月「告示第一〇八号」の三回改正した。

同法は基本的に「鉱業法」と「鉱業法施行細則」を基礎に砂金採取に関する手続き方法や手数料および禁止事項などを定めた規定である。

#### 四 各鉱業の開発状況

##### (一) 鉱業権の申請および許可

朝鮮王朝は各種の鉱物を採鉱した。金属鉱は金、銀、銅、鉄、鉛などと非金属鉱の硫黄、珠玉などである。金属鉱は貨幣の鑄造、武器生産の

原料、農器具などの生産に使用した。その中でも金・銀・銅・鉄が主要鉱物である。

鉱業の出願は表一のように日韓併合の前年から増え始め、一九一〇年には急増した。一九一〇年をピークにその出願数は徐々に減少するが一九一五年から第一次世界大戦の影響によって鉱物の需要が急増した。よって一九一六年からの出願数は前年に比べ三・八倍に、一九一七年には一九一五年より七・六倍まで伸びている。一九一八年には鉱業振興のために金・銀・鉛・鉄・砂金・砂鉄鉱に対して鉱山税を免除するなどの奨励策を講じるが同年一月に戦争の終了によって鉱物の需要も減り、出願数も大幅に減少した。

民族別の出願件数を表一から見ると日本人の占有率が高い。鉱業法を發布した一九〇六年から日本人の出願者数が圧倒的に多く、一九一〇年と一九一五年以外に一貫して多数を占めている。一九〇六年から一九一四年まで一四年間の平均的な占有率は約六六%である。朝鮮人とその他の外国人を合わせた三四%より多数である。

このような構成は許可数にもそのまま反映され、日本人が平均六〇%を占め、朝鮮人が三七%を、その他の外国人が三%を占めた。

しかし許可率を見ると逆の現象が生じている。つまりその他の外国人が六四%、朝鮮人が三六%を占め、日本人が三〇%を占めている。しかし総計を見ると日本人の申請数と許可数が圧倒的に多数を占めている。それでは鉱業権の申請・許可と鉱産価格との関連を検討してみる。

表一に民族別の鉱産価格を記した。

表には総鉱産価格の中で、その他つまり外国人の割合が日本人や朝鮮

(表-1) 鉱業権出願件数

(単位: 件)

年度	出願				許可			
	民族別			計	民族別			計
	日本人	朝鮮人	その他		日本人	朝鮮人	その他	
1906年	212	32	15	259	26	4	—	30
1907年	244	63	12	319	135	28	19	182
1908年	185	45	4	234	145	20	1	166
1909年	263	215	14	492	184	109	13	306
1910年	436	560	35	1,031	124	161	9	294
1911年	378	291	23	692	190	207	5	402
1912年	397	207	29	633	196	121	9	326
1913年	385	215	10	610	207	135	10	352
1914年	358	179	5	542	214	93	1	308
1915年	381	403	30	814	205	157	18	380
1916年	1,932	1,081	72	3,085	422	308	74	804
1917年	4,091	2,098	—	6,189	763	461	—	1,224
1918年	2,526	807	—	3,333	621	367	—	988
1919年	884	138	—	1,022	328	134	—	462
総計	12,672	6,334	249	19,255	3,760	2,305	159	6,224

出典: 鈴木哲朗「朝鮮鉱業の趨勢」『朝鮮鉱業会誌 第六巻』3頁および『本邦鉱業ノ趨勢』附録、1頁、4頁より作成した。

注: ①1916年4月1日からの日本人及び朝鮮人以外の出願の禁止によって1917年からは全無である。

②その他にはアメリカ人、イギリス人、ドイツ人、フランス人、イタリア人などの合計である。

③その他の1907年と1916年が出願より許可が多いのは前年度の申請が繰り越されたと考えられる。

(表-2) 民族別鉱産価格

(単位: 千円)

年度	日本人		朝鮮人		その他		合計
	金額	比率	金額	比率	金額	比率	
1910年	1,968	32%	331	5%	3,768	62%	6,068
1911年	1,401	23%	296	5%	4,488	73%	6,186
1912年	1,683	25%	181	3%	4,949	73%	6,814
1913年	1,934	24%	276	3%	5,987	73%	8,198
1914年	1,783	21%	313	4%	6,425	75%	8,522
1915年	2,820	27%	384	4%	7,311	70%	10,516
1916年	3,622	26%	1,042	7%	9,413	67%	14,078
1917年	7,615	45%	857	5%	8,548	50%	17,021
1918年	24,672	80%	299	1%	5,865	19%	30,837
1919年	19,767	78%	78	0.3%	5,568	22%	25,414

出典: 朝鮮総督府殖産局『朝鮮の鉱業 附表』大和商会印刷所、1925年、11～12頁より作成。

人より非常に高い。それは朝鮮王朝の末期に西洋帝国列強が朝鮮の優良鉱山の獲得に手早く成功した結果である。また日韓併合前の韓国統監府による統治期にも資本力を持っている西洋帝国列強の鉱山会社に投資を許可したことも一因している。しかし一九一五年二月に発布した「朝鮮鉱業令」の第六条の規定によって朝鮮人および日本人以外の外国人の鉱業権申請および許可が禁止されると翌年から漸次に減少した。それによって日本人と朝鮮人の割合が増えているが特に日本人が急増している。

それは第一次世界大戦での鉱業界の好況により、一九一八年に「兼二浦製鉄所」の創業によって生産した銑鉄と日本人所有の鉄鉱山や炭鉱などの増産がおもな原因である。

以上のことから少数で鉱業権を申請し、高い許可率を出し、高鉱産価格を出した外国人の経営が最

(表-3) 鉱種別鉱区数累年比較表

(単位:ヶ所)

鉱種別	1910年			1911年			1912年			1913年			1914年		
	計	稼動	比率	計	稼動	比率	計	稼動	比率	計	稼動	比率	計	稼動	比率
金銀鉱	242	42	17%	227	74	33%	320	84	26%	435	130	30%	496	177	36%
砂金・砂鉄・砂錫	178	79	44%	280	56	20%	273	45	16%	275	75	27%	245	43	18%
黒鉛	141	43	30%	135	42	31%	131	28	21%	117	27	23%	103	22	21%
金銀銅鉛亜鉛鉱	44		0%	36	3	8%	49	6	12%	70	14	20%	76	17	22%
鉄鉱	57	14	25%	49	13	27%	61	11	18%	80	13	16%	107	1	1%
石炭	40	6	15%	37	11	30%	53	13	25%	75	18	24%	69	16	23%
銅鉱	31	4	13%	25	3	12%	25	2	8%	26	2	8%	20	2	10%

  

鉱種別	1915年			1916年			1917年			1918年			1919年			合計
	計	稼動	比率	計	稼動	比率	計	稼動	比率	計	稼動	比率	計	稼動	比率	
金銀鉱	603	189	31%	778	249	32%	999	206	21%	985	179	18%	841	121	14%	5,926
砂金・砂鉄・砂錫	247	45	18%	333	103	31%	364	68	19%	337	34	10%	272	7	3%	2,804
黒鉛	97	24	25%	163	48	29%	475	130	27%	527	98	19%	423	33	8%	2,312
金銀銅鉛亜鉛鉱	89	15	17%	193	29	15%	256	53	21%	488	78	16%	468	47	10%	1,769
鉄鉱	113	13	12%	149	11	7%	222	22	10%	392	51	13%	385	60	16%	1,615
石炭	77	17	22%	74	15	20%	83	14	17%	114	27	24%	167	25	15%	789
銅鉱	19	1	5%	35	7	20%	64	10	16%	83	11	13%	72	1	1%	400
タングステン・水鉛	—	—	—	59	11	19%	138	29	21%	172	36	21%	120	12	10%	489

出典: 1910年~1915年までは、『朝鮮鉱業会誌』第六巻、鈴木哲朗「朝鮮鉱業の趨勢」5~6頁より作成した。その後は『本邦鉱業ノ趨勢』の各年度版より作成した。また、稼動は朝鮮総督府殖産局『朝鮮の鉱業』附表、1925年、5~7頁より作成。

注: 合計400ヶ所以上を取り上げた。

も効果的であったと考えられる。

次に多数で申請し、朝鮮人より許可率が低かった日本人は、同期の前半期で外国人より低迷するが、後半には逆転した。

申請数は日本人より少ないが、許可率が高かった朝鮮人は鉱山価格で全体の一〇%未満しか維持しておらず、最も非効率的であったと考えられる。本稿の脚注一に記した『鉱業法施行細則』の第一四条には鉱業権申請に必要な手数料が百円と定められている。一九一〇年の朝鮮人炭鉱労働者の平均賃金が五五銭であったことを勘案するとその負担は重く、申請に多くの金を払い、許可数が少なく、稼動鉱山が少ない朝鮮人の損失は非常に高かったと思われる。

その他の外国人の鉱業権は一九一三年一月の統計で、合計五四件である。その内訳を国別および各道に区別すればアメリカは忠清南北に二つ、江原道に二つ、平安南道に一つ、平安北道に一個、咸鏡南道に一個の合計二九個で最も多い。イギリスは黄海道に二つ、平安北道に五つの合計七つを持っていた。ドイツは慶尚北道に一つ、平安北道に四つで合計五つ、フランスは慶尚北道に一つ、平安北道に三つ、合計四つをもち、イタリアは平安北道に二つ、ロシアは忠清南道に一つであった。共同経営は日・アメリカ人共同で忠清北道に二つ、平安北道と咸慶北道に各一つであった。また朝鮮・アメリカ人共同は平安北道に一つあった。

上記の表一三には各年度における鉱種別の稼働率を取り上げた。表のように許可された鉱業権の大半は金鉱である。全体の平均稼働率は二一%であるが金鉱は二四%で他鉱業より高い。

砂金の平均稼働率は二〇%で金の次である。砂金は生産道具が鋤類や梃子、箆、木製揺鉢、桶などの簡単な道具を利用して採取が可能である

ために盛んに行われていた。鉱業権許可の手数料も鉱山より安い。「砂鉱採取法」の第五条には五〇円と定められている。

また表一三には鉱業権の総計より稼働数が非常に少ないのが特徴である。当時、鉱山開発のブームに乗って投資を目的にしたものもいると思うが、資金や技術もない者が多数であったと思われる。朝鮮人は鉱業開発に参加して鉱業権の獲得および採鉱を試みるが資金難に逢着し、ほとんどが欧米資本に渡す結果になった。

同期における鉱山開発ブームは金鉱中心であり、鉱業権の獲得に関心が高まった。よって表一四のごとく金の生産が最も多かった。後半から金以外の鉱物の生産も増加するが乱掘による鉱山の弊害が多くなった。

このような鉱業政策について総督府の鉱務課を批判することもあった。その内容は鉱業の経験が少ない者が多く、技術もないので計画的な採掘が不可能であるため総督府の鉱務課の技術指導が必要であると主張したものである。

実際に当時は鉱産開発に関する知識が薄く、古典などの情報によって鉱業権を獲得した者もいた。その一つの例を挙げてみよう。

表一四では省略したが、一九一七年と一九一八年に合わせて二ヶ所の石油の鉱業権がある。石油に関する記録は中国の明代に本草学者である李時珍（一五一八～一五九三年）が著書の『本草綱目』で「石油高麗有之、白石巖流出、與泉水相雜注々而出」と記述している。また一九世紀の初頭に朝鮮の史学者である韓致滌の『海東釋史』の第二六卷「物産志」には「猛火油出高麗之東数千里、日洪石熱所出液也、惟莫琉璃器貯之、火溜滴烈■極発、余力入水、魚鼈皆死、迎人禦賦、此石腦油也」の記録がある。このような記録などの情報によって鉱山開発を計画した者も少なく

(表一四) 鉱種別鉱産価格表

(単位：千円)

鉱種別	1910年	1911年	1912年	1913年	1914年	1915年	1916年	1917年	1918年	1919年	合計
金	3,744	4,433	4,644	5,692	6,057	6,767	7,379	6,354	5,373	3,612	54,055
汰鉱	246	230	293	372	517	970	2,816	2,976	1,641	1,672	11,733
砂金	821	591	670	970	575	699	890	392	526	462	6,596
鉄鉱	421	162	201	233	293	357	385	401	924	3,094	6,471
銑鉄									15,371	10,168	25,539
石炭	388	539	557	570	810	997	819	1,149	1,315	2,124	9,268
銅鉱	21	-	5	2		9	380	77	3		497
粗銅			1	1	1			2,603	2,952	1,906	7,464
金銀鉱	262	50	190	70	94	192	639	890	1,051	1,468	4,906
黒鉛	153	169	234	252	152	215	394	1,001	599	258	3,427
タングステン鉱							279	427	457	54	1,217
金銀銅鉛亜鉛鉱				3		15	32	326	193	194	763
鉛鉱								42	80	37	159
粗鉛							93	296	113	243	745
亜鉛鉱						269	5	10	60	36	380
銀	6	7	15	28	18	22	33	45	85	10	269

出典：朝鮮総督府殖産局『朝鮮の鉱業 附表』大和商会印刷所、1925年、10頁より作成。

注：合計鉱産価格10万円以上の鉱物を取り上げた。



なかつたと考えられる。

## (二) 各鉱業の開発状況

朝鮮の地質はおもに片麻岩および花崗岩から成っており、そのために金、タングステン、水鉛、螢石、雲母などの鉱物が豊富である。そのほかに鉄、石炭、黒鉛などもある。その中で黒鉛は世界の一位、水鉛は世界で五位、タングステン・雲母は各々世界で一〇位の鉱産額を記録していた。<sup>80</sup>

前述したように金鉱山の鉱業権が多数を占めている。よって上記の表のように鉱産価格も金が首位を占めている。金関連鉱山（金・汰鉱・砂金・金銀鉱）の鉱産価格が合計の五五%も占めている。

朝鮮の代表的な鉱物である金、鉄、石炭、黒鉛の生産は通年採掘が行われている。特に金鉱の開発は増加を続けていたが、一九一七年から金の需要の減少によつて減産を余儀なくされていた。これに対して生産原料の需要は年々の増加によつて鉄鉱、石炭、銅などの鉱山の生産が大幅に増えた。特に一九一六年はタングステン鉱・水鉛鉱、一九一七年は黒鉛鉱、また、一九一八年は鉄鉱が急増したのが特徴である。それは同年の黄海道に「兼二浦製鉄所」を建設し、それにより銑鉄や鉄鉱の生産が増加したのが原因である。

それでは金属鉱業の代表的な鉱業を窺つて見よう。

まず、西洋帝国列強は朝鮮王朝に圧力を掛け、門号を開けると同時に西洋帝国列強の資本は朝鮮でも豊富な金鉱を独占した。その金鉱山で最大規模であるのは平安北道の「雲山金鉱」である。同鉱は一九一五年に八ヶ所の坑口と三つの製錬所を有した。鉱夫は約二千名で年産三〇〇万

余円の金を生産した。次にイギリス資本のKOREAN SYNDICATEが黄海道「遂安鉱山」の開発を行い、鉱夫は約一千名で年産約一三〇万円であった。その他にもフランス資本の鉱山などが大規模の経営を行っていた。<sup>81</sup>よつて前記の表一二の如き、一九一六年まで日本や朝鮮人の生産量を遙かに上回った。このような外国資本による鉱業への進出は朝鮮に新たな流行語を残す程であった。<sup>82</sup>

一方、朝鮮において最初に金鉱開発を行なっていた日本人の経営は芳しくなかつた。西洋帝国列強は大規模な民間鉱山資本を積極的に参加させることによつて厳しい状況に瀕していた。それを打開するため日本の有力鉱業家も金鉱山の開発に参加するようになった。

古河合名会社は一九一二年に平安南道龜城郡に一千二六万余坪の採掘許可を得て、製錬所などを建設して経営を開始した。安川敬一郎も平安北道昌城郡において金鉱の経営を始めた。朝鮮総督府も平安北道の尚州、義州郡と咸慶南道新興郡に大規模な鉱業権を獲得して採掘を開始した。

鉄鉱山は黄海道が同期において主要な産地である。その中で「殷栗」・「載寧」鉱山は朝鮮王朝の所有であったが一九一〇年から八幡製鉄所が経営した。一九一三年の生産額は九万余トンで総生産量の六三%を占め、全量を八幡製鉄所に納入した。<sup>83</sup>その他に「安岳鉄山」も年産五万トンを出した鉱山である。特に三菱合資会社の「兼二浦鉄山」は同所に建設した製鉄所に鉄鉱を供給したため立地条件を生かした生産体制が確立された。

以上のように初期には金鉱山においては西洋帝国列強の経営が主導権を握り、朝鮮鉱業の開発をリードしていた。後半からは日本の大手鉱山

(表-5) 国別石炭鉱業許可状況

(単位:名)

	1911年	1912年	1913年	1914年	1915年	1916年	1917年	1918年	1919年	計	比率
日本人	12	20	24	15	18	6	13	35	57	200	88.5%
朝鮮人	5	1	6		5	1	1	2	4	25	11.1%
その他		1								1	0.4%
計	17	22	30	15	23	7	14	37	61	226	100%

出典: 商工省鉱山局編纂『本邦鉱業ノ趨勢』の各年度より作成。

も積極的な参加によって鉱産価格も増加し、優先的に鉱業政策の後援を受けた日本人は表一二のように一九一八年から外国人の鉱産価格を超えるようになった。

### (三) 石炭産業

前述したように朝鮮王朝による石炭産業への関心は非常に低かった。工業化を遂行するための石炭という認識も低かったと思われる。植民地化された以後も金属鉱山に対する開発ブームは高かったが石炭産業は依然として活発ではなかった。炭鉱開発への申請は一九一〇年にはわずか二七件にすぎなかった。その後も二〇から四〇件の間に申請数が増減していたが、一九一七年からの鉱山開発のブームが起こり申請数も一気に五九〇件まで増えた。

許可件数を上記の表一五から見ても、申請数とは二倍くらいの差が一九一六年まで続くが一九一八年からは第一次世界大戦の影響によって前年より増加した。しかし表一四の鉱産価格で石炭は金、鉄・銑鉄に続く第三の地位である。また民族別の構成はおよそ九〇％を日本人が占めていた。同期

における日本の代表的な資本は一九一三年に三菱(大賣炭鉱)、一九一八年に明治鉱業(大成炭鉱)、一九一九年には東洋拓殖株式会社(江東炭鉱)などである。

朝鮮地質系統の夾炭層は平安系(寺洞統、高坊山統)、大同系(大同統、落東統、新羅統)、第三系がある。その中で平安系と大同系は無煙炭に属し、第三系の石炭は褐炭である。希であるが平安北道の江界邑には満州の本溪湖炭と同質である中生代の有煙炭もある。

しかし無煙炭は落東統および新羅統の採掘はなく、高坊山統と大同統の炭層を採掘した所は一ヶ所に過ぎず、ほとんどが寺洞統の炭層を採掘した。よって朝鮮の石炭は寺洞統および第三紀層の褐炭が主流であった。九州や北海道の瀝青炭はほとんどなかった。

朝鮮の無煙炭は大半が古生代であり、生成後の長い年月に渡って地層の伸縮によって狭い炭層とポケット状態の炭層があるなど不規則であるのが特徴である。また地層の伸縮によって上下の変化も多様である。それが原因であると考えられる粉炭が大部分を占めており、よって炭層の傾斜、走向、厚が非常に不規則である。

熱エネルギーとしての石炭の使用は高麗期から陶器製造に使用が確認される。鉱物の製錬への使用記録は不明であるが、炭田の近所の住民が暖房(オンドル)や家事用として使用した。

朝鮮の石炭は全体的に灰分、水分が多く(二〇%)発熱量は石炭の等級によって様々であるが会寧、慶源、慶興などの炭田は七千カロリーで撫順炭に匹敵する。普通の一級炭は五千五〇〇〜六千カロリー、二級炭が四千五〇〇〜五千カロリーである。

風化が早く、硬度が低いため貯炭および輸送に不便なのが欠点である。

(表-6) 石炭の生産および移・輸出量

(単位：トン)

年度	総生産量(A)	移・輸出量(B)	割合(B/A)	仕向国		
				日本	中国	その他
1910年	78,453	72,764	93%	69,615	3,148	1
1911年	121,304	86,884	72%	84,294	2,590	—
1912年	127,870	86,143	67%	84,248	1,892	3
1913年	127,989	92,625	72%	90,667	1,957	1
1914年	183,262	120,405	66%	120,101	304	—
1915年	229,121	164,035	72%	164,062	973	—
1916年	190,760	122,640	64%	120,962	1,678	—
1917年	195,140	122,923	63%	120,963	1,960	—
1918年	188,623	120,315	64%	116,723	3,584	8
1919年	219,554	87,846	40%	83,505	4,280	61

出典：前掲鈴木「朝鮮鉱業の趨勢」『朝鮮鉱業会誌 第六巻』25～27頁より作成。

しかし煤煙が少ないので比較的に家庭用炭として使用できるため練炭に加工しての使用が大半である。朝鮮における練炭の使用は一九一一年に総督府の平壤鉱業所で「コヒナル式練炭機」を設置して生産し、一般家庭に供給したのがその嚆矢とされている。主に暖炉用として造られた。オンドルや炊事用として無煙炭石灰粘土を配合し、二つないし三つの穴をあけたものであった。その生産量は一九一五年に一万トン、一九一八年に二万トンを生産した。<sup>5)</sup>

民営会社では一九一八年朝鮮無煙炭株式会社が「マセック式練炭機」を導入して「卵型練炭」を生産した。

上記の表一六には石炭の生産量と移出量を記した。表のごとく総生産量の六〇

%以上が移・輸出され、その大半が、日本への移出であった。因みに、一九一一年には全量を徳山海軍練炭製造所に納入した。<sup>6)</sup>その後使用範囲は広くなり、電気・化学・工業用として使用した。

一九一〇年には生産量の九三%を持ち出していた。しかし翌年から石炭の使用法の改善によってその割合が減少している。

日本への割合は減少していたものの移出量は一九一七年まで増えていた。しかし増加し続けていた移・輸出量は一九一八年から減少した。それは一九一八年に「兼二浦製鉄所」の創立によって石炭の需要が急増したことが原因である。

このように朝鮮の経済規模の拡大によって石炭の需要も増加した。朝鮮総督府は同年四月から石炭輸入と製鉄業に必要な設備および事業用品の輸入税を免除するなどの措置を採った。<sup>7)</sup>

このような傾向は資源略奪のための植民地経営によく見られる。しかし同期における朝鮮は少し異なっている。

つまり次のごとく石炭の移・輸入量が移・輸出量を遙かに超えたことである。詳しい統計を見ると、一九一〇年には五万八千トン、一九一一年一四万八千トンの入超を記録した。さらに翌年から一九一六年まで二〇万トン代を維持していたが、一九一七年からは一気に四九万五千トン、一九一八年には六三万トン、一九一九年には七九万三千トンの入超を記録した。<sup>8)</sup>

移・輸入炭はほとんどが有煙炭であり、移入炭の大半が筑豊炭であった。輸入炭は撫順炭、本溪湖炭、開平炭であり、撫順炭が大半を占めている。撫順炭の輸入は一九一三年から移入炭の移入量を超え、一九一九年には二倍以上の五五万四千トンを記録した。<sup>9)</sup>撫順炭は主に鉄道用、本

溪湖炭・開平炭は製鉄用として使用された。

つまり朝鮮炭は無煙炭であり、粉炭が大半である故に鉄道用や製鉄用に適しないことから移・輸入量が増加したと考えられる。

朝鮮の石炭市場は撫順炭、日本炭、平壤炭の競争地域であった。

しかし朝鮮における撫順および日本炭の値段は平壤炭より安価であった。因みに、一九一〇年三月の朝鮮市場における粉炭一トン当たりの値段は撫順炭九円、筑豊炭一等が七円八〇銭、平壤炭が一〇円で割高であった。このような構造は朝鮮の炭鉱における高い採炭費用に原因がある。

満鉄は撫順炭を一九〇八年に始め二〇五トンの石炭を朝鮮に販売した。しかし翌年五月より朝鮮鉄道との納炭契約によって毎月五千トンから七千トンを供給し、販売量が急増した。また一九一二年五月、京城出張所を設置して販売市場の拡大を計った。その後、撫順炭は採掘費の低減化と運送設備の改善（一九一一年安奉線の広軌化）によって改善され、漸次朝鮮市場を掌握し、一九一九年まで撫順炭の輸出炭のなかで朝鮮向けが首位を占めていた。

撫順炭は満州の工業の発達と共に石炭の需要も増加し、値段も高くなっていた。そのため円滑な石炭供給のため満鉄との協議を試みるが難航が続いた。しかし租借地より植民地経営を優先した総督府は撫順炭の輸入をさらに拡大した。

また日本の炭鉱業界の不満を解消するために総督府は筑豊炭の移入を拡大し、朝鮮の炭鉱の開発に積極的に支援を行っていた。

生産地別から生産量をみると平壤炭田を中心とする平安南道が最も多い。同地域は無煙炭の生産のみならず有煙炭の生産量も総生産量のおよ

そ八十三%を占めている。

## 五 むすび

以上、一九一〇年代における日本植民地朝鮮の鉱業について検討してみた。同期における鉱業政策の特徴を纏めると次のようである。

まず、西洋帝国列強の貴金属鉱山開発の優位性である。

同期は朝鮮を巡る西洋帝国列強の競争において、日本が勝ち抜き、朝鮮を植民地化し、強制した近代化の過程で鉱業の発展基礎が固められた時期である。しかし日本による朝鮮の鉱山開発においては西洋帝国列強に遅れを取っていた。鉱山資本や技術および経営方法も及ばず前述したように一九一七年までは金鉱山においては圧倒されたのである。

一方、日本は後半から非貴金属の鉱山を中心にした開発の拡大によって一九一八年からは首位の座を奪い、朝鮮の鉱業開発を先導した。

次に、本国と植民地との鉱物市場における補完性である。

従来の植民地研究は生産原料の略奪に焦点を置いた業績が多い。もちろん、全体的な収支から見ると朝鮮が赤字であるのは確かである。しかし石炭の場合、地域内（日本、朝鮮、満州）の資源分配によって産業の振興を計ったことに注目する価値があるだろう。

つまり、同期の初期における朝鮮は石炭に対する認識が薄かったため石炭市場の形成は容易ではなかった。大半が無煙炭の粉炭であるゆえに使用が限定され、本格的に炊事用や暖房用の燃料になるのは練炭の製造が始まった頃である。かかる用途として朝鮮内の練炭の需要は依然として停滞した。よって採掘したほとんどの石炭を練炭の使用が定着した日

本に移出したのである。

しかし朝鮮は鉄道や発電所、鉄鋼所などのインフラストラクチャの拡充によって、これに適した有煙炭の移・輸入が必要であった。そのため満州からは撫順炭を輸入し、日本からは主に筑豊炭を移入した。その量は移・輸出量の二倍から九倍に達した。

このような構造は、限られた期間で大量の石炭を採掘するという満鉄の方針により朝鮮への輸入が急増したのが主な原因である。また朝鮮内の石炭産業が石炭の特徴、炭層の状況、経営方法からも大量生産が困難であったことも一因である。

今後の課題…

私は今後、日露戦争後から日本の敗戦まで北東アジア（日本、朝鮮、満州）の鉱業政策を考察していきたい。本稿はその一部の成果として本雑誌に投稿した。しかし地域内部における各鉱物の詳細な流通経路、鉱業と他産業との関連、生産体系などの分析が充分であるとはいえない。これらを今後の課題としてさらに研究を深めたい。

参考文献

日本語…

近藤忠三『朝鮮の鉱業』朝鮮新書、一九四三年。

鉱山懇話会編纂『鉱業法令』鉱山懇話会、一九一四年、二五五～二六五頁。

朝鮮総督府殖産局『朝鮮の鉱業』株式会社大海堂、一九二九年。

朝鮮総督府殖産局『朝鮮の鉱業』大和商会印刷所、一九二五年。

朝鮮総督府殖産局『朝鮮の石炭鉱業』行政学会印刷所、一九二九年。

朝鮮総督府殖産局鉱山課編纂『朝鮮鉱業の趨勢』社団法人朝鮮鉱業会、一九三六年。

朝鮮貿易協会『朝鮮貿易史』朝鮮貿易協会、一九四三年。

長島修「日本帝国主義下 朝鮮における鉄鉱業と鉄鉱資源」『日本史研究』一八三号、一九七七年。

平壤商工会議所編纂『平壤無煙炭資料集成』一九四二年。

韓国語…

林炳勳「朝鮮初期における鉱業経営の発展 — 金・銀鉱業を中心として —」

『韓国史研究』三二号、一九八一年。

韓国産業銀行調査部『韓国産業経済十年史』、一九五五年。

高承済「近代韓国産業史研究」大東文化社、一九五九年。

石炭産業合理化事業団・社団法人韓国資源工学会編纂『韓国石炭産業史』、一九九〇年。

趙璣濬『韓國經濟史新講』日新社、一九九四年。

柳承宙『朝鮮時代鉱業史研究』高麗大学校出版部、一九九四年

(1) 本稿では行政執行機関としての主体を明確するために一三九二年から一九一〇年まで五一九九年間の期間を「朝鮮王朝」と称す。また「朝鮮」とは

一九一〇年から日本帝国主義による植民地統治期を称す。しかし地域を示す際は「朝鮮」と称する。ちなみに朝鮮王朝や朝鮮は歴史的な用語であるために「」をつけるべきであるが以後は省略する。

(2) 朝鮮鉱業会『朝鮮鉱業会誌 第二巻』第六号、一九三三年、四一頁。

(3) 塩川一太郎『朝鮮通商事情』八尾書店、一八九五年、四〇〇五八頁。

(4) 志賀融『朝鮮の金鉱業』前掲『朝鮮鉱業誌』第二〇巻第五号、一九三七年を参照した。

(5) 高承済『近代韓国産業史研究』大東文化社、一九五九年、三三四〜三三七頁。

(6) 石炭産業合理化事業団・社団法人韓国資源工学会編纂『韓国石炭産業史』一九九〇年、三二頁。

(7) 『朝鮮鉱業法』明治三十九年七月三日統監府告示第六七号

改正 明治四十年八月告示第一〇四号 明治四十一年五月告示第六九号

明治四十一年七月告示第一〇八号

第一条 鉱業トハ鉱物ノ採掘乃之ニ付属スル事業ヲ謂フ

鉱物ノ種類ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二条 未タ採掘セサル鉱物廢鉱及鉱滓ハ国ノ所有トス

第三条 鉱業ヲ為サムトスル者ハ願書ニ採掘セムトスル鉱物ノ種類ヲ明記シ

鉱区図ヲ添ヘ農商工部大臣ノ許可ヲ受クベシ

鉱業出願人ハ出願地ニ其ノ採掘セムトスル鉱物ノ存在スルコトヲ証

明スヘシ

第四条 鉱区ノ境界ハ直線ヲ以テ之ヲ定メ地表境界線ノ直下ヲ限トス其ノ面

積ハ石炭ニ在リテハ五万坪以上其ノ他ノ鉱物ニ在リテハ五千坪以上

トシ共ニ百万坪ヲ超ユルコトヲ得ス但シ鉱利保護上又ハ鉱区ノ分合

上已ムヲ得サル場合ニハ百万坪ヲ超ユルコトヲ得

第五条 皇城及離宮ノ周圍三百間以内又ハ皇陵園墓ノ火巢以内ノ場所ハ鉱区

ト為スコトヲ得ス又所轄官庁ノ許可ヲ受クルニ非サレハ鉱業ノ為之

ヲ使用スルコトヲ得ス

陸海軍所轄ノ城堡、要港、火薬庫又官庁ノ周圍三百間以内ノ場所ハ

所轄官庁ノ許可ヲ受クルニ非サレハ鉱区ト為シ又ハ鉱業ノ為之ヲ使用スルコトヲ得ス

第六条 鉄道、軌道、道路、運河、河湖、沼池、堤塘、社寺境内地、公園地、

墳墓又建物ヨリ地表下トモ其ノ周圍五十間以内ノ場所ニ於テハ所轄

官庁ノ許可又ハ所有者若ハ關係人ノ承諾ヲ受クルニ非サレハ鉱物ヲ

採掘シ又ハ鉱業ノ為之ヲ使用スルコトヲ得ス

正当ノ理由ナクシテ前項ノ承諾ヲ拒ミタルトキハ鉱業権者ハ農商工

部大臣ノ判定ヲ請求スルコトヲ得

第七条 農商工部大臣ハ公益上其ノ他ノ事由ニ依リ必要アリト認ムルトキハ

鉱業ヲ許可セス

第八条 鉱業ヲ出願スル者同一ノ地ニ就キ二人以上アルトキハ願書到達ノ日

ノ先ナル者ニ之ヲ許可ス同日ニ到達シタルモノニ付テハ農商工部大

臣ニ於テ適當ト認ムル者ニ之ヲ許可ス

第九条 鉱業権者鉱区ノ合併分割又ハ訂正ヲ為サムトスルトキハ農商工部大

臣ノ許可ヲ受クヘシ鉱区ノ位地形狀鉱利ヲ害スル場合ニハ農商工部

大臣ハ其ノ訂正ヲ命スヘシ

第十条 鉱業権ハ相続、讓渡シ又ハ抵当ト為スコトヲ得

鉱業権ノ讓渡及其ノ抵当權ノ設定ハ農商工部ノ登録ヲ經ルニ非サレ

ハ其ノ効力ヲ生セス

第十一条 相当ノ鉱業ヲ為サス又ハ危険ノ虞アリ若ハ公益ヲ害スル虞アリト

認ムルトキハ農商工部大臣ハ其改良若ハ予防ヲ命シ又ハ鉱業ノ停止

ヲ命スヘシ

第十二条 農商工部大臣ハ左ノ場合ニ於テ鉱業ノ許可ヲ取消スコトヲ得

一 詐偽又ハ錯誤ニ依リ許可ヲ与ヘタルコトヲ発見シタルトキ

二 正当ノ理由ナクシテ一箇年以上休業シ又ハ許可ヲ得タル日ヨリ一箇年以内ニ事業ニ着手セサルトキ

三 (削除)

四 鉱業公益ヲ害スト認ムルトキ

五 (削除)

六 納税期限内ニ鉱産税又ハ鉱区税ヲ納付セサルトキ

七 (削除)

八 指定シタル期限内ニ罰金ヲ納付セサルトキ

第十三条 鉱業ノ許可ヲ取消サレ又ハ鉱業権消滅シタルトキ農商工部大臣ニ於テ地表又ハ坑内ノ安全ヲ保ツ為必要ト認ムル構築物ヲ之ヲ除去スルコトヲ得ス

第十四条 鉱業出願又ハ鉱業ノ為他人ノ土地ニ立入り測量又ハ調査ヲ必要トスル者ハ農商工部大臣ノ其ノ認可ヲ請求スルコトヲ得  
認可書ヲ携帯スル者ニ対シテハ其ノ土地所有者又ハ関係人之ヲ拒ムコトヲ得ス但シ測量若ハ調査ノ為ニ損害ヲ及ホシタルトキハ請求者ハ其ノ賠償ヲ為スヘシ

第十五条 鉱業権者鉱業上ノ必要アルトキハ土地所有者又ハ関係人ニ土地ノ貸渡ヲ強要スルコトヲ得但シ毎年借地料ヲ前払スルニ非サレハ其ノ土地ヲ使用スルコトヲ得ス

土地ノ使用ノ為ニ所有者又ハ関係人ニ損害ヲ及ホシタルトキハ鉱業権者ハ其賠償ヲ為スヘシ

第十六条 鉱業権者ニ於テ貸渡ヲ受ケタル土地ヲ三箇年以上使用スルノ目的アルカ又ハ三箇年以上之ヲ使用シタルトキハ土地所有者ハ鉱業権者ニ其ノ土地ノ買収ヲ強要スルコトヲ得

土地の一部ノ買収ニ依リテ残地ヲ従来用キタル目的ニ供スルコト能ハサルトキハ土地所有者ハ其ノ全部ノ買収ヲ強要スルコトヲ得

第十七条 第十四条乃至第十六条ノ規定ニ依ル土地貸渡、借地料、土地買収、売買価格又ハ損害賠償ニ付協議調ハサルトキハ農商工部大臣ニ其ノ請求スルコトヲ得

判定ニ要スル費用ノ負担者及負担額ハ農商工部大臣之ヲ定ム

第十八条 鉱業ニ関スル出願、請求又ハ届出ヲ為ス者ハ命令ヲ定ムル所ニ從ヒ手数料ヲ納付スヘシ

第十九条 鉱業権者ハ鉱産税及鉱区税ヲ納付スヘシ

鉱産税ハ鉱産物ノ価格ノ百分ノ一トシ鉱区税ハ鉱区一千坪毎二箇年五十銭トス但シ一千坪未満ハ之ヲ一千坪ト見做ス

許可後滿一箇年間ニ係ル鉱区税ハ前項ノ金額ノ半額トス

第二十条 鉱産税ハ前年分ヲ毎年三月中ニ納付スヘシ但シ鉱業権ノ消滅若ハ譲渡ノ場合ニ於テハ即納スヘシ

鉱区税ハ毎年十二月中ニ翌年分ヲ前納スヘシ但シ許可ノ年ニ係ルモノハ月割ヲ以テ即納スヘシ

即納ノ鉱区税ハ之ヲ還付セス

第二十一条 (削除)

第二十二条 鉱業権ヲ有セスシテ鉱物ヲ採掘シタル者ハ詐偽ノ所為ヲ以テ鉱業権ヲ得タル者ハ五十円以上一千円以下ノ罰金ニ処シ採掘シタル鉱物ハ之ヲ没収ス既ニ之ヲ譲渡シ又ハ消費シタルトキハ其ノ代金ヲ追徴ス

第二十三条 第五条、第六条第一項及第十三条ノ規定ニ違背シタル者第九条

第二項及第十一条ノ命令ニ従ハサル者ハ鉱業ニ供用スル土地ヲ其ノ目的外ニ利用シタル者ハ二十円以上五百円以下ノ罰金ニ処ス

第二十四条 前二条ニ処分ハ農商工部大臣之ヲ行フ

第二十五条 (消除)

第二十六条 本法ヲ施行スルニ必要ナル命令ハ農商工部大臣之ヲ定ム

第二十七条 第三条第一項第七條第十一條第十二條及第二十九條ノ処分ハ日

本統監ノ同意ヲ經ルコトヲ要ス

第二十八條 本法發布前ニ許可ヲ受ケ現ニ鉱業ニ従事スル内国人ハ本法施行

後二箇月以内ニ本法ニ依リ出願スヘシ

前項ノ出願ニ関シテハ事業ノ程度ニ依リ本法第八條ノ規定ニ拘ラス

特ニ許可ヲ与フルコトアルヘシ

第二十九條 本法ノ規定ニ依ル処分ノ為ニ本法發布前ニ現ニ鉱業ニ従事スル

内国人ニ損害ヲ与フルト認ムルトキハ農商工部大臣ハ鉱業權者ヲシ

テ相当ニ補償ヲ為サシムヘシ

第三十條 本法發布前ニ鉱業權ノ特許ヲ得現ニ鉱業ニ従事スル外国人ハ其ノ

特許条件ニ抵触スルモノヲ除ク外本法ノ規定ヲ遵守スヘシ

付則

第三十一條 本法ハ光武十年九月十五日ヨリ之ヲ施行ス

第三十二條 本法ニ抵触スル法令ハ總テ之ヲ廢止ス

改正付則(明治四十年統監府告示百四号ノ付則)

第二條 鉱業法第二十五條第三項ノ規定ニ基キ取得シタル鉱業權ハ同法第三

條ニ基キ取得シタルモノト見做ス

宮内府ニ屬シタル鉱山ニ関シ本法施行以前ニ於テ差出シタル鉱業出

現ハ鉱業法第三條ニ依リ差出シタルモノト見做ス

前項ノ鉱山ニ関スル鉱業出願ニ付テハ鉱業法第八條ノ規定ヲ適用セ

第三條 本法ハ領布ノ日ヨリ施行ス

鉱山懇話會編纂『鉱業法令』鉱山懇話會、一九一四年、二五五〜二六

五頁。

(8) 農商工部偏『朝鮮要覽』一九一〇年、五一頁。

(9) 「筑豊石炭鉱業組合會月報 第八八号」七六頁。

(10) 同法第六條では「帝國臣民又ハ帝國法令ニ從ヒ成立シタル法人ニ非サレ

ハ鉱業權ヲ享有スルコトヲ得ス」とされている。朝鮮總督府殖産局『朝鮮

の鉱業』大和商會印刷所、一九二五年、三三頁。

(11) 「鉱業法施行細則(明治三十九年七月二十九日統監府告示第七三三号)

改正 (明治四十一年二月告示第十九号)(明治四十一年七月告示第九九号)

第一條 鉱物トハ金鉱、銀鉱、銅鉱、鉛鉱、錫鉱、安室母尼鉱、水銀鉱、亜

鉛鉱、鉄鉱、滿掩鉱、黒鉛、石炭、石油及硫黄ヲ謂フ但シ砂鉄ハ此

ノ限ニ在ラス

第二條 鉱業法及本令ニ規定セル鉱業權者ノ權利義務ハ鉱業權ト共移転ス

鉱業權者、土地所有者又ハ關係人力鉱業法及本令ニ依リ為シタリ一

切ノ行為ハ其ノ承継人ニ対シテモ効力ヲ有ス

第三條 鉱業ニ関スル願書、請求書、届書又ハ函面ニ様式ノ定アルモノハ之

ニ抛ルヘシ

第四條 鉱業法第八條ノ願書ハ農商工部ニ到着シタル日ヲ以テ到着ノ日トス

第五條 手数料ノ納付ハ收入印紙ヲ以テスルコトヲ要ス但シ国庫金ヲ取扱フ

銀行又ハ郵便局ノ為替証書ヲ代用スルコトヲ得

既納ノ手数料ハ還付セス



第六條 書面又ハ図面不完備ナルトキハ農商工部大臣ハ其ノ修正又ハ補充ヲ命スヘシ

第七條 国内ニ住所ヲ有セサル鉱業出願人又ハ鉱業権者若ハ其代理人ハ仮住所ヲ国内ニ定メ農商工部大臣ニ届出スヘシ

鉱業出願人又ハ鉱業権者ハ其ノ代理人不在ニシテ且ツ之ニ代リ書類ヲ受取ルヘキ者アラサルトキハ送達スヘキ書類ノ全文又ハ要旨ヲ三日間官報ニ掲載スヘシ此ノ場合ニ於テハ其ノ掲載ヲ了リタル日ヨリ十四日ヲ經過スルトキハ書類ノ送達ヲ受ケタルモノト見做ス前項ノ届出ナキトキ亦同シ

第八條 鉱業ヲ為サムトスル者ハ其ノ願書ニ鉱区図及採掘セムトスル鉱床ニ関スル説明書ヲ添付スヘシ但シ鉱物ノ標品ヲ以テ説明書ニ代フルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ願書到達ノ日ヨリ十日以内ニ到達スルヲ防ケス

鉱業出願地ノ訂正ヲ為サムトスル者ハ其ノ願書ニ理由書並ニ新旧出願地ノ關係ヲ明示セル図面ヲ添付スヘシ

鉱区ノ合併、分割又ハ訂正ヲ為サムトスル者ハ其ノ願書ニ理由書並ニ合併、分割又ハ訂正スヘキ区域ノ關係ヲ明示セル図面及鉱業許可状ヲ添付スヘシ但シ抵当権ノ設定アル場合ニ於テハ抵当権者ノ承諾書又ハ之ニ代ハルヘキ書面ヲ添付スヘシ

第九條 前条ノ願書ハ書留郵便ヲ以テ差出スヘシ

第十條 鉱業法第四条但書ニ依リ出願地又ハ鉱区ノ面積百万坪ヲ超ユルトキハ願書ニ理由書ヲ添付スヘシ

第十一條 代理人ニ依リ出願スルトキハ委任状又ハ其ノ他権限ヲ証スル書面ヲ添付スヘシ

第十二條 共同鉱業出願人又ハ共同鉱業権者ハ内一人ヲ選定シテ代表者ト為シ農商工部大臣ニ届出スヘシ其ノ届出ナキトキハ農商工部大臣之ヲ指定ス

第十三條 共同鉱業出願人又ハ共同鉱業権者カ代表者ニ依リテ鉱業出願ノ取下又ハ第八条第二項、第三項ノ請願及第二十二条ノ登録請求若ハ其ノ取下又ハ廃業ノ届出ヲ為ス場合ニ於テハ其ノ決議書又ハ之ニ代ハルヘキ書面ヲ添付スヘシ

第十四條 第八条ノ出願ヲ為ス者ハ左ノ手数料ヲ納付スヘシ

一 鉱業ノ出願 百円

二 鉱業出願地訂正願

増区又ハ増減区願 五十円

減区願 二十円

三 鉱区ノ合併、分割又ハ訂正願

増区又ハ増減区願 五十円

合併若ハ分割願 四十円

減区願 二十円

第十五條 第八条ノ出願ニ係ル区域ノ位置、形状鉱利ヲ害スト認ムルトキハ農商工部大臣ハ其ノ訂正ヲ命スヘシ

第十六條 第八条ニ出願地カ他人ノ鉱区ニ接近スル場合ニ於テ鉱業監督上中間ニ相当ノ離ヲ置クノ必要アリト認ムルトキハ農商工部大臣ハ出願地ノ訂正ヲ命スルコトヲ得

第十七條 鉱区内ニ異種ノ鉱物ノ存在ヲ発見シタルトキハ農商工部大臣ハ鉱業権者ニ対シ其ノ鉱業ノ出願ヲ命スルコトヲ得

第十八條 鉱業出願人又ハ鉱業権者農商工部大臣ヨリ図面又ハ書類ノ差出ヲ

命セラレタルトキハ指定ノ期日内ニ之ヲ差出スヘシ

鉱業出願人又ハ鉱業権者農商工部大臣ヨリ実地調査ノ為立会ヲ命セラレタルトキハ指定ノ期日ニ立会スヘシ代理人ヲシテ立会セシルトキハ委任状又ハ其他権限ヲ証スル書面ヲ携帯セキムヘシ

第十九条 農商工部大臣第八条ノ出願ヲ許可スヘキモノト決定シタルトキハ其ノ旨ヲ出願人ニ通知スヘシ

出願人前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ三十日以内ニ登録ヲ農商工部大臣ニ請求スヘシ

前項ノ請求ヲ為ス者ハ出願ノ種類ニ從ヒ第十四条第一号又ハ第三号ノ金額ト同一額ノ登録手数料ヲ納付スヘシ出願人前項ノ手数料ヲ納付シタルトキハ農商工部大臣ハ鉱業許可状ヲ下付シ又ハ其ノ訂正ヲ為スヘシ

第二十条 左ノ場合ニ於テハ願書、請求書及届書ヲ受理セス

一 第八条及第二十二條ノ規定ニ違背シ願書或ハ請求書ニ函面、説明書、理由書若ハ承諾書又ハ之ニ代ルヘキ書面ヲ添付セス又ハ期限内ニ標品ヲ差出ササルトキ

二 第九条規定ニ違背シ書留郵便ヲ以テ差出ササルトキ

三 第十条ノ規定ニ違背シ理由書ヲ添付セサルトキ

四 第十三條ノ規定ニ違背シ決議書又ハ之ニ代ハルヘキ書面ヲ添付セサルトキ

五 手数料ヲ納付セサルトキ

第二十一条 左ノ場合ニ於テハ願書、請求書及届書ヲ却下ス

一 実地調査ノ際出願人カ其ノ出願ニ係ル区域ヲ明示シ能ハサルカ又ハ調査事項ニ付キ相当ノ説明ヲ為ス能ハサルトキ

二 出願人ノ指示スル区域カ願書ニ添付シタル函面ト著シク相違スルトキ

三 第六条ノ規定ニ基ク命令ノ期限内ニ修正若ハ補充ヲ為ササルトキ

四 第十五條ノ規定ニ基ク命令ノ期限内ニ訂正函ヲ差出ササルトキ

五 第十八條第二項ノ規定ニ依ル命令ノ期日ニ立会セサツトキ

六 第十九條ニ規定シタル期限内ニ登録手数料ノ納付セサルトキ

第二十二条 鉱業権ノ譲渡又ハ其ノ抵当権設定ノ登録ヲ請求セムトスル者ハ該登録請求書ニ鉱業許可状ヲ添付スヘシ但シ抵当権ノ設定有リタル場合ニハ抵当権者ノ承諾書又ハ之ニ代用スル文書ヲ添付スヘシ

前項ノ登録ヲ請求スル者ハ手数料トシテ百円ヲ納付スヘシ

第十九條第四項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二十三条 鉱業権ヲ相続シタル者ハ鉱業許可状ヲ添へ直ニ農商工部大臣ニ届出スヘシ

前項届出ヲ為ス者ハ登録手数料トシテ百円ヲ納付スヘシ

第十九條第四項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二十四条 鉱業ニ関シ左ノ請求ヲ為ス者ハ其ノ種類ニ從ヒ手数料ヲ納付スヘシ

一 鉱業許可状ノ再下付請求 每一件二十円

二 鉱区図謄本ノ下付請求 每一件三十円

三 鉱業原簿又ハ鉱区図ノ閲覧請求 每鉱区每一時間 一円

四 鉱業原簿ノ謄本下付請求 用紙每一枚 二円

五 鉱業出願地及許可地地方別台帳閲覧請求 每台帳最小区画每一時間十円

第二十五条 鉱業権者ハ毎年一月七月ノ両度ニ前六箇月間ニ採掘シタル鉱産物ノ数量、販売高、販売代価、行業日数及工数ヲ記載シタル明細表

ヲ差出スヘシ

前項ノ表ハ鉱業權ノ消滅シ若ハ移轉シ又ハ廢業シタル場合ニ於テハ直ニ之ヲ差出スヘシ

第二十六條 鉱業法第十九條第二項ニ規定セル鉱業物ノ價格ハ農商工部大臣之ヲ定ム

第二十七條 鉱業權者ハ毎年末ニ於テ坑内実測図ヲ製シ翌年二月迄ニ農商工部大臣ニ差出スヘシ

第二十八條 鉱業權者ハ鉱區所在地ニ鉱業事務所ヲ設ケ鉱區図及坑内実測図ヲ備置クヘシ

第二十九條 鉱業權者自ラ鉱業ヲ管理セサルトキハ代理人ヲ定メ双方連署シテ農商工部大臣ニ届出ツヘシ

前項ノ代理人ハ鉱業法及本令ノ規定ニ依リテ鉱業ノ管理ニ関シ鉱業權者ノ為スヘキ一切ノ行為ヲ委任セラレタルモノト見做ス但シ、鉱業權者ハ代理權ニ制限ヲ加ヘタルトキハ直ニ其ノ旨ヲ届出ツヘシ

第三十條 鉱業法第十二條第一号及第四号ノ場合ノ外鉱業權ヲ取消サレ又ハ廢業シタルトキ其ノ鉱業權ニ対シ抵当權ヲ有スル者ハ六十日以内ニ

農商工部大臣ニ出現シテ其ノ鉱業權ヲ承継スルコトヲ得  
前項ノ出願人ハ手数料トシテ百円ヲ納付スヘシ

第十九條第四項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第三十一條 廢業其ノ他ノ事由ニ依リ鉱業權消滅シタルトキハ鉱業權者ハ直ニ農商工部大臣ニ其ノ旨ヲ届出テ鉱業許可狀ヲ返納スヘシ

第三十二條 鉱業法第十四條ノ規定ニ依リ他人ノ土地ニ立入り測量又ハ調査ヲ為ムサトスル者ハ土地ノ名称、地目及其ノ目的ヲ記載シタル請求書ヲ差出スヘシ

前項ノ請求ヲ為ス者ハ手数料トシテ三十円ヲ納付スヘシ

第三十三條 鉱業法第六條第二項及第十七條ノ規定ニ依リ農商工部大臣ノ判定ヲ請求スル者ハ其ノ理由ヲ明記シタル請求書ニ詳細ノ実測図其ノ他關係書類ヲ添付スヘシ

農商工部大臣ニ判定ヲ請求スル者ハ手数料トシテ五十円ヲ添付スヘシ

農商工部大臣第一項ノ請求書ヲ受理シタルトキハ之ヲ対手人ニ通告シ相当ノ期日ヲ定メテ弁明書ヲ差出サシムヘシ

対手人住所不分明ニシテ通告スルコト能ハサルトキハ通告ノ要旨ヲ三日間官報ニ掲載シ之ヲ了リタル日ヨリ十四日ヲ經營スルトキハ通告アリタルモノト見做ス

対手人、弁明書ヲ差出ササルトキハ農商工部大臣ハ請求書ノミニ依リ判定スルコトヲ得

本条判定ノ為メ实地調査ヲ要スルトキハ農商工部大臣ハ其ノ実費以内ノ負担ヲ請求人又ハ対手人ニ命スルコトヲ得

判定書ニハ理由ヲ付シテ之ヲ請求人及対手人ニ交付スヘシ

第三十四條 第十八條、第二十三條第一項、第二十五條、第二十七條、第二十八條、第二十九條第一項、第三十一條ノ規定ニ違背シタル鉱業權者ハ五十円以上五十円以下ノ罰金ニ処ス

前項ノ処分ハ農商工部大臣ヲ行フ  
附則

第二十五條 本令ハ鉱業法施行ノ日ヨリ施行ス

附則(明治四十一年二月統監府告示第十九号ノ附則)  
本令ハ隆熙二年三月一日ヨリ之ヲ施行ス

附則(明治四十一年統監府告示第百九号ノ附則)

本令ハ隆熙二年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前ニ提出シタル鉱業權ノ売買讓与又ハ該抵当權設定請願ハ第二十二條第一項ノ規定ニ依ル登録請求者ト見做ス

鉱山懇話会編纂『鉱業法令』鉱山懇話会、一九一四年、二五五〜二六五頁。

(2) 『砂鉱採取法』(明治三十九年七月二十九日統監府告示第七二号)

改正(明治四十年八月告示第一〇五号明治四十一年五月告示第七十号明治四

十一年七月告示第一〇八号)

第一條 鉱業法施行細則第二條乃至第七條ノ規定ハ砂鉱採取業ニ之ヲ準用ス

第二條 鉱業法施行細則第八條ノ規定ハ砂鉱採取業ニ之ヲ準用ス但シ鉱床説

明書、理由書又ハ標品ノ提出ヲ要セス

第三條 前條ノ願書ハ書留郵便ヲ以テ差出スヘシ

第四條 鉱業法施行細則第十一條乃至第十三條ノ規定ハ砂鉱採取業ニ之ヲ準

用ス

第五條 第二條ノ出願ヲ為ス者ハ左ノ手数料ヲ納付スヘシ

一 採取出願 每一件 五十円

二 採取出願地ノ訂正願

増区又ハ増減区願 每一件 三十円

減区願 每一件 十円

三 採取許可区ノ訂正、合併、分割願

増区又ハ増減区願 每一件 三十円

合併又ハ分割願 每一件 二十円

減区願 每一件 十円

前項第一号ノ出願ニ付テハ河床ニ在リテハ百町毎ニ其ノ他ニ在リテハ十

坪毎ニ一件分ノ手数料ヲ納付スヘシ但シ百町未滿又ハ十坪未滿ハ百町又ハ十坪ト見做ス

第一項第二号及第三号ノ増区及増減区願ニ付テハ其ノ増加ノ部分ノミニ付前二項ノ手数料ヲ納付スヘシ

第六條 鉱業法施行細則第十七條乃至第十九條ノ規定ハ砂鉱採取業ニ之ヲ準

用ス但シ登録手数料額ハ前條第一項第一号第三号、第二項及第三項ノ規定ニ依ル出願手数料額ニ同シ

第七條 左ノ場合ニ於テハ願書又ハ届書ヲ受理セス

一 第二條及鉱業法施行細則第二十二條ヲ準用セル第九條ノ規定ニ違背シ願書或ハ請求書ニ函面又ハ承諾書若ハ之ニ代ハルヘキ書面ヲ添付セザ

ルトキ

二 第三條ノ規定ニ違背シ書留郵便ヲ以テ差出ササルトキ

三 鉱業法施行細則第十三條ヲ準用セル第四條ノ規定ニ違背シ決議書又ハ

之ニ代ハルヘキ書面ヲ添付セサルトキ

四 手数料ヲ納付セサルトキ

第八條 左ノ場合ニ於テハ願書、請求書又ハ届書ヲ却下ス

一 実地調査ノ際出願人カ其ノ出願ニ係ル区域ヲ明示シ能ハサルカ又ハ調査事項ニ付相当ノ説明ヲ為ス能ハサルトキ

二 出願人ノ指示スル区域カ願書ニ添付シテル図書ヲ著シク相違スルトキ

三 鉱業法施行細則第六條ノ規定ヲ準用セル第一條ノ規定ニ基ク命令ノ期限内ニ修正若ハ補充ヲ為ササルトキ

四 鉱業法施行細則第十八條第二項ノ規定ヲ準用セル第六條ノ規定ニ依ル

命令ノ期日ニ立会セサルトキ

五 鉱業法施行細則第十九條ノ規定ヲ準用セル第六條ノ期限内ニ登録手

料ヲ納付セサルトキ

第九條 鉱業法施行細則第二十二條乃至二十五條第二十九條乃至第三十三條ノ規定ハ其ノ手数料額ニ関シ左ニ掲クルモノヲ除ク外砂鉱採取業ニ之ヲ準用ス

一 (削除)

二 採取權讓渡ノ登録請求 五十円

三 採取權ノ相続届 五十円

四 (削除)

五 抵当權設定登録請求 五十円

六 抵当權者ノ請求權承継出願 五十円

七 測量又ハ調査請求 二十円

八 判定請求 三十円

九 採取許可状再下付請求 十円

十 採取許可区図謄本下付請求 二十円

第十條 鉱業法施行細則第十八條、第二十三條第一項、第二十五條、第二十九條第一項及第三十一條ノ規定ニ準シ為スヘキ行為ヲ為ササル採取權者ハ五円以上五十円以下ノ罰金ニ処ス  
前項ノ処分ハ農商工部大臣之ヲ行フ

附則

第十一條 本令ハ砂鉱採取法施行ノ日ヨリ施行ス

附則(明治四十一年七月告示第一〇九号ノ附則)

本令ハ隆熙二年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前ニ提出シタル砂鉱採取權ノ売買、讓渡又ハ抵当權設定請願ハ第九條ニ依ル登録請求者ト見做ス

前掲鉱山懇話会編纂『鉱業法令』二八六〜二九三頁。

(13) 『福岡日日新聞』一九一三年三月二三日。

(14) 前掲『朝鮮鉱業会誌 第六卷』一八頁

(15) 前掲『筑豊石炭鉱業組合月報 第百八号』七六頁。

(16) 尾山尚治「朝鮮鉱業振興策の根本問題に就いて」前掲『朝鮮鉱業会誌 第三卷』七五〜七九頁。

(17) 前掲『朝鮮鉱業会誌 第三卷』五五二頁。

(18) 近藤忠三『朝鮮の鉱業』朝鮮新書、一九四三年、三二二頁。

(19) 前掲『筑豊石炭鉱業会月報 第百六拾六号』三一頁。

(20) 現代の韓国語のなかに「*노다지*(ノダジ)」という名詞がある。その意味は「探掘しようとした鉱物の鉱脈が見付かったこと」がその一つである。しかし本来の語源は探掘した金を外国人が触れないように「NO TOUCH」と言ったことを朝鮮人は「ノダジ」と聞こえ、現在の意味に変わったと言われている。

(21) 前掲『筑豊石炭鉱業会月報 第百六拾六号』三二二頁。

(22) 朝鮮總督府殖産局『朝鮮の石炭鉱業』行政学会印刷所、一九二九年、四一頁。

(23) 前掲近藤『朝鮮の鉱業』一一三頁。

(24) 平壤商工会議所『平壤無煙炭資料集成』平壤商工会議所、一九四二年、三頁。

(25) 前掲朝鮮總督府殖産局『朝鮮の石炭鉱業』六二〜六三頁。

(26) 前掲『筑豊石炭鉱業会月報 第九十八号』五二二頁。

(27) 前掲『筑豊石炭鉱業会月報 第壹百六拾六号』八六頁。

(28) 前掲朝鮮總督府殖産局『朝鮮の石炭鉱業』五〇頁。

29 同上

30 「韓国の撫順炭需要」前掲『筑豊石炭鉱業組合月報 第六九号』六九頁。

31 「撫順炭の韓国販路」『滿洲日日新聞』一九〇九年三月一七日。

32 拙稿「南滿州鉄道株式会社撫順炭鉱の経営活動―創業から第一次世界大戦期までを中心として―」『エネルギー史研究 ―石炭を中心として― 第一七号』二〇〇二年、一四三頁を参照せよ。

33 鈴木哲朗「朝鮮鉱業の趨勢」前掲『朝鮮鉱業会誌 第六卷』二五―二六頁。